

## 山梨県がん対策推進協議会開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進するうえでの参考とするため、有識者等から幅広く意見聴取することを目的として開催する山梨県がん対策推進協議会（以下「がん対策推進協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

### (意見を求める事項)

第2条 がん対策推進協議会は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- 一 がん対策推進計画に関すること
- 二 がん対策の推進に関すること
- 三 その他必要な事項

### (構成員)

第3条 がん対策推進協議会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する者のうち、別表に掲げる分野から福祉保健部健康増進課長（以下「課長」という。）が依頼する委員をもって構成する。

### (会議)

第4条 がん対策推進協議会は、課長が招集する。

- 2 がん対策推進協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

### (庶務)

第5条 がん対策推進協議会の庶務は福祉保健部健康増進課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、がん対策推進協議会の運営に関し必要な事項は、課長が定める。

### 附 則

- この要綱は、平成19年 8月21日から施行する。  
この要綱は、平成23年 5月25日から施行する。  
この要綱は、平成25年 5月27日から施行する。  
この要綱は、平成29年 6月23日から施行する。  
この要綱は、令和 3年 3月19日から施行する。

別表（第3条関係）

分野
がん患者及びその家族又は遺族を代表する者
がん医療に従事する者
学識経験者
がん検診実施主体の職員
がん検診機関の職員
労働関係機関の職員